

**箕面市立医療保健センター及び同分室(豊能広域こども急病センター)
にかかる指定管理者候補者選定会議結果(議事概要)**

1.会議の開催状況

- ・日時:平成23年(2011年)1月21日(金曜日)午前10時から11時30分
- ・場所:総合保健福祉センター2階 第5会議室
- ・出席者:(選定会議構成員)総務部 中野次長、市立病院事務局 宇治野次長、
健康福祉部 中井副部長
(事務局)健康福祉部健康増進課 渡辺課長、角山課長補佐

2.議事概要

(1)審査対象施設等について(健康増進課説明)

- ・箕面市立医療保健センター及び同分室(豊能広域こども急病センター)の管理運営は、現在、財団法人箕面市医療保健センターを指定管理者として指定しているが、豊能広域こども急病センターは箕面市、池田市、豊中市、吹田市、豊能町、能勢町の4市2町で運営しており、当該センター設置にかかる市町間の協議においては、その公益性に鑑み、外郭団体である財団法人箕面市医療保健センターが運営することを前提に、箕面市での設置について合意された経過がある。
- ・箕面市立医療保健センター条例(以下、条例)において、指定管理の指定については「公募方式」が採用されていないが、今回の指定に当たっても上記の経過等を踏まえ、「公募方式」はなじまないと考えている。
- ・条例第4条第1項の規定に基づき、財団法人箕面市医療保健センターへ事業計画書等の提出を依頼した結果、所定の書類が提出されたため、条例第4条第2項の規定に基づき、この会議において当該事業計画書等が条例等に示された管理基準等を満たしているかどうかについて、審査をいただきたい。
- ・審査については、今年度策定された「指定管理者制度の運用にかかる指針」にある選定審査基準は、公募の場合の基準であることから、今回の非公募の審査については指針にある審査基準を適用するのではなく、それぞれの項目を確認、評価のうえ、合議制により総合的に候補者として適正かどうかを判定していただきたい。

(2)条例等に示された管理基準等にかかる確認

(ア) 条例第2条に示された事業の実施

- ・提出された事業計画書において、各事業のすべてが網羅されており、施設の目的を十

分に実現しうる適正な内容であると認められる。

- ・ 条例に規定されている施設の必須事業のほか、独自事業に関しても充実しており、積極的な取り組みが伺える。

(イ) センターの施設、附属設備等の維持管理（条例第3条第2項）

- ・ 提出された施設管理業務委託仕様書により、適正な維持管理がなされていると認められる。また、今後、総合委託方式により効率的な維持管理がなされることも期待できる。

(ウ) 事業の収支見込み

- ・ 提出された収支計算見込書によると、経営体制の見直し等により5年間で8,448,000円、10年間で23,048,000円の黒字計上となっており、今後は、市立医療保健センターについては市からの委託料が必要なくなる。平成21年度には約4000万円の予算が必要だったことに比べると、市の財政負担の軽減が図れる。
- ・ 指定管理期間を10年間とすることについては、次のようなメリットが考えられる。
 - a. 医療機器のリースが安定（リース5年、再リース3年が基本）し、経費の縮減が期待できる。
 - b. 指定期間が長期になることにより、財団独自の人材確保がしやすくなり、より優秀な人材が安定的に確保できることが期待できる。
 - c. 10年とすることにより、さらなる利益を生み出し、新たな設備投資等が期待できる。

(エ) 医療機器の自己調達及び保守管理

- ・ 今回の指定に当たっての基準にある医療機器の自己調達は、提出された参考資料の整備計画において明記されており、このことにより市の財政負担の軽減が図れる。

(オ) 個人情報の取り扱い（条例第9条）

- ・ 財団法人箕面市医療保健センター個人情報保護規則が制定されており、適正な取り組みがなされることが期待できる。

(3) 他の項目にかかる確認・評価

(ア) 事業計画書

- ・ 事業計画書には、経営責任を明確にする組織改革や医療機器の自己調達、独自の人材確保など、独立採算を基本とした健全な経営基盤を目指す取り組みが示されている。

- ・新規及び継続受診者の確保として、新規団体受診契約の獲得に向けた取り組みが示されている。

(イ) 団体そのものに関する事項

- ・財団法人は、これまで箕面市医師会、歯科医師会、薬剤師会及び周辺医療機関など、地域医療との密接な連携のもと本市の医療施策に大きく貢献してきた実績がある。今後においても、精密検査、治療、健康管理等などの施策を関係団体・機関との連携のもと、総合的に推進していける団体は、財団法人箕面市医療保健センター以外には考えられない。
- ・豊能広域こども急病センターの運営については、4市の医師会、薬剤師会及び大阪大学医学部附属病院、国立循環器病研究センター並びに二次医療機関との緊密な連携が不可欠であり、財団法人箕面市医療保健センター以外には考えられない。

(ウ) その他

- ・情報公開
財団法人箕面市医療保健センター情報公開規則が制定されており、適正な取り組みが認められる。
- ・危機管理対策
火災等における緊急時での対応は適正に整備されている。

(4) 結論

上記の確認事項から、条例及び事業仕様書等に定められている基準は満たしていること、独自事業の内容も充実していること、また、経営改善による安定的な事業推進の実施が見込めることや関係団体・機関及び地域医療との緊密な連携が十分図れることなどから総合的に判断し、財団法人箕面市医療保健センターは指定管理者候補者として適切であるとの結論に達した。